

地域創造インスティテュート 博士学位授与基準

法政大学学位規則に基づき、学位授与基準【博士(学術)】を次のとおり定める。

1. コースワークに従って、博士後期課程の修了所要単位を修得していること
2. 専門学術誌に所定の査読論文を掲載していること
3. 在学中に3回以上の研究発表を行い、博士論文提出の了承を得ていること
4. 博士論文を提出し、本インスティテュート以外の本学内外の教員を含む審査委員による所定の審査及び最終試験に合格すること
5. 博士課程退学後3年以内に博士論文を提出する者にも、本基準を適用する。

法政大学学位規則第19条第2項に基づく学位論文審査基準は、以下の通りとする。

- (1) リサーチ・クエスション、または、学術的「問い」の設定と分析を通じて独創性の高い学術的な貢献が明快であること
- (2) 研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すこと
- (3) 上記(1)(2)に加えて、修士の学位論文審査基準のすべてを満たすこと

付則

1. 本学位授与基準は、2025年4月1日より施行する。